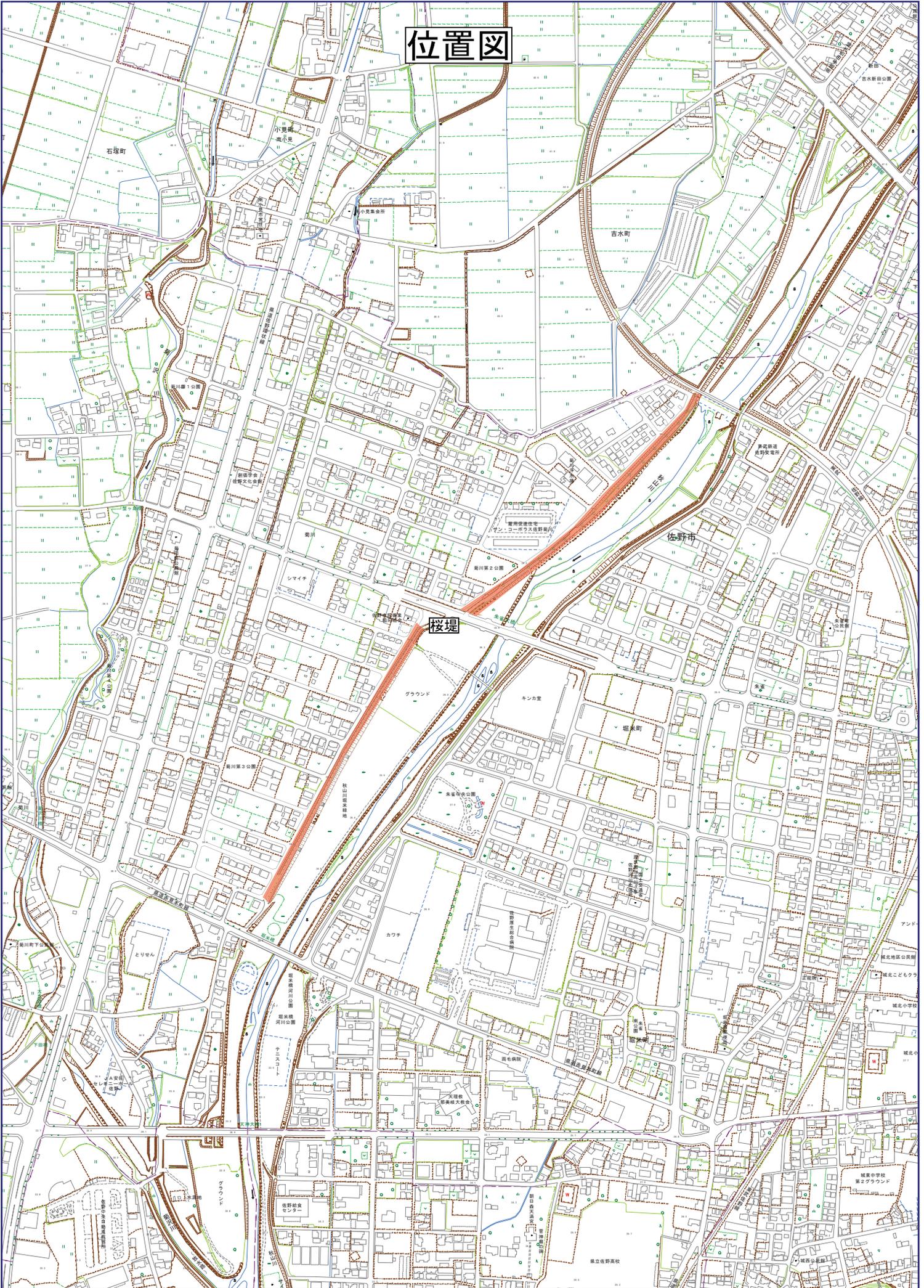


位置図



位置図(詳細図)

佐野市設備業
協同組合

グラウンド 36.1

堀米桜堤
(朱雀大橋～堀米橋)

菊川第3公園

秋山川堀米緑地
35.4

朱



高木剪定業務委託 共通仕様書

1. 総 則

佐野市都市建設部都市整備課が実施する高木剪定業務委託については、栃木県土木工事共通仕様書に準じるとともに、本共通仕様書に基づき実施するものとする。なお、予定価格は栃木県土木工事積算基準書に基づき設定している。

2. 一般事項

- (1) 請負者は、対象となる樹木について、整姿の目的、樹木の特性や剪定後の影響を十分に考慮したうえで施工しなければならない。
- (2) 請負者は、枝葉剪定等による発生材について、通行者や交通等の支障にならないよう、速やかに集積し搬出処分する。なお、運搬後の処分は、焼却処分を基本とするが、焼却以外の処分方法の場合は、監督職員と協議すること。
- (3) 処分量を計測の上、当初設計数量と差異が生じた際は、監督職員と協議すること。

3. 材 料

高中木整姿工に使用する材料は、次の各号によらなければならない。

- ①. 充填材の種類及び材質は、監督職員と協議をしなければならない。
- ②. 防腐剤の種類及び材質は、監督職員と協議をしなければならない。

4. 高中木整姿工

- (1) 高中木整姿工の施工については、次の各号によらなければならない。
 - ①. 請負者は、基本剪定の施工については、樹形の骨格づくりを目的とした人力剪定作業により、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法により行わなければならない。
 - ②. 請負者は、軽剪定の施工については、樹冠の整正、混み過ぎによる枯損枝の発生防止を目的とした人力剪定作業により、切り詰め、枝抜きを行わなければならない。
 - ③. 請負者は、機械剪定の施工については、機械を用いた刈り込み作業により、樹種の特性に応じた最も適切な剪定方法により行わなければならない。

(2) 剪定の作業については、主として剪定すべき枝は、次の各号によらなければならない。

- ①. 枯枝
- ②. 成長の止まった弱小な枝（弱小枝）
- ③. 著しく病虫害におかされている枝（病虫害枝）
- ④. 通風、採光、架線、人車の通行の障害となる枝（障害枝）
- ⑤. 折損によって危険をきたす恐れのある枝（危険枝）
- ⑥. 樹冠や樹形の形成上及び樹木の生育上必要な枝（冗枝、ヤゴ、胴ブキ、徒長枝、カラミ枝、フトコロ枝、立枝）

(3) 剪定の方法については、次の各号によらなければならない。

- ①. 請負者は、樹木の剪定については、特に修景上、規格形にする必要のある場合を除き、自然樹形仕立てとしなければならない。
- ②. 請負者は、樹木の上方や南側の樹勢が盛んな部分は強く、下方や北側の樹勢が弱い部分は弱く剪定をしなければならない。
- ③. 請負者は、大枝の剪定は切断箇所表皮がはがれないよう、切断予定箇所の数十cm上よりあらかじめ切除し、枝先の重量を軽くしたうえで、切返しを行い切除しなければならない。また、大枝の切断面には必要に応じて、防腐処理を施すものとする。
- ④. 請負者は、樹枝については、外芽のすぐ上で切除しなければならない。ただし、しだれ物については内芽でできるものとする。
- ⑤. 請負者は、樹冠外に飛び出した枝切り取りや、樹勢回復するために行う切り返し剪定については、樹木全体の形姿に配慮し、適正な分岐点より長いほうの枝を付け根より切り取らなければならない。
- ⑥. 請負者は、枝が込みすぎた部分の中すかしや樹冠の形姿構成のために行う枝抜き剪定については、不必要な枝（冗枝）をその枝の付け根から切り取らなければならない。
- ⑦. 請負者は、花木類の手入れについては、花芽の分化時期を考慮し、手入れの時期及び着生位置に注意しなければならない。

6. 近隣住民等への対応

請負者は、契約締結後すみやかに、近隣住民等に対し、業務に関する内容を文書と口頭により周知し、理解を得なければならない。また、工期内外において、市民等から苦情や意見等があった場合は、誠意をもって適切に対応し、遅滞なく監督職員に報告しなければならない。

7. 第三者に及ぼした損害

請負者は、業務の履行に際し、第三者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

8. その他

この業務の履行に際し疑義が生じた場合は、遅滞なく監督職員と協議のうえ、その指示に従うものとする。

高木剪定業務委託 特記仕様書

1. 業務委託名

堀米桜堤高木剪定業務委託

2. 履行場所

佐野市 堀米町

3. 業務内容

(1) 樹木剪定

桜

高木剪定 (幹周150cm以上180cm未満) : 14本

〃 (幹周180cm以上210cm未満) : 16本

〃 (幹周210cm以上240cm未満) : 4本

運搬・処分 : 29.7t

4. 樹木整姿

高中木整姿の剪定は、別紙「樹木剪定図」のとおりとする。

樹木剪定圖

